

保健室より

I 利用するにあたって

保健室は、健康診断、応急処置や健康相談を行うとともに、健康を保持増進する保健センターのような役割を持っています。

○ 利用時間について

原則として、休み時間に利用すること。やむを得ず、授業中に利用したいときは、事前に担当教諭の許可を得てから来ましょう。

○ 利用方法について

- (1) けがの処置は、あくまで医療機関または家庭に帰るまでの応急処置のみ行います。以後の治療や手当ては、各自で行ってください。家庭で起きたけがの処置は、行いません。
- (2) 疾病の治療や投薬は、原則行いません。必要な薬やマスク等は、各自で持参しましょう。
- (3) 休養が必要な場合は、原則1時間程度で、回復の見込みがある生徒に限り、認めます。
- (4) 健康相談には積極的に応じています。授業時間を避けて利用してください。

2 学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校は集団生活の場であるため、感染症には配慮が必要です。学校において予防すべき感染症(以下、「学校感染症」とする)の種類は、学校保健安全法施行規則第18条に定められています。かかった場合には出席停止となります。

- (1) 医師から診断を受けたら、すみやかに学校(担任)に保護者から連絡してください。連絡の際は、診断名、出席停止を指示された期間、医療機関名を必ずお知らせください。

【 主な学校感染症について 】

学 校 感 染 症 の 種 類	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生素質製剤による治療が終了するまで
麻しん	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状の消退後2日後を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医またはその他医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

上記の学校感染症については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。(学校保健安全法施行規則より一部抜粋)